

お知らせ『りしり富士』

国民健康保険被保険者証の更新について

会計課税務こくほ係

現在使用している国民健康保険被保険者証は、令和3年7月31日までの有効期限となっております。期限を過ぎると医療機関での診療を受けることができなくなります。

次の日程で被保険者証の更新を行いますので、指定された日時にご参集願います。

なお、下記日程で旅行などにより都合が悪く更新を受けられない方は、随時役場会計課窓口又は鬼脇支所にて更新します（休日を除く）ので、7月31日までに必ず手続きするよう願います。

また、今年度から保険証更新の際に、マイナンバーカードの申請受付も行うこととしました。今後、マイナンバーカードで医療機関を受診できる予定となっております、ぜひ、この機会に申請していただきますよう合わせてお願いいたします。

マイナンバーカードに関する記事については、次のページに掲載されておりますので、そちらをご覧ください。



持参するもの

- ・印鑑
- ・現在使用している保険証（カード様式 上の見本）

| 月 日 | 実施場所 | 時間 | 対象地域 |
|--------------|----------|---------------|-----------------------|
| 7月12日 (月) | 大磯自治会館 | 13:00 ~ 13:25 | 大磯 |
| | 本泊自治会館 | 13:30 ~ 14:10 | 本泊 |
| | 富士岬自治会館 | 14:15 ~ 14:40 | 富士岬 |
| | 湾内自治会館 | 14:50 ~ 15:15 | 湾内 |
| | 野塚自治会館 | 15:25 ~ 15:55 | 野塚 |
| | 雄忠志内自治会館 | 16:05 ~ 16:30 | 雄忠志内 |
| 7月13日 (火) | 野中自治会館 | 13:00 ~ 13:15 | 野中 |
| | 南浜自治会館 | 13:25 ~ 13:40 | 南浜 |
| | 沼浦自治会館 | 13:50 ~ 14:05 | 沼浦 |
| | 二石自治会館 | 14:15 ~ 14:30 | 二石 |
| | 石崎自治会館 | 14:40 ~ 14:55 | 石崎 |
| | 旭浜自治会館 | 15:05 ~ 15:20 | 旭浜 |
| | 鯉泊自治会館 | 15:30 ~ 15:45 | 鯉泊 |
| 7月14日 (水) | 鬼脇支所 | 10:00 ~ 15:00 | 金崎・鬼脇・清川・ 鬼脇全域 |
| | 役場窓口 | 10:00 ~ 15:00 | 富士野・栄町・本 町・港町・鯉泊全域 |

町内でのマイナンバーカード普及率向上のため、利尻富士町役場福祉課及び鬼脇支所にてマイナンバーカードの交付申請受付を開始いたします。

写真撮影も実施しますので、ぜひお気軽にご申請ください！

●申請受付開始日：令和 3年 7月15日（木）より

●申請受付窓口：利尻富士町役場 福祉課住民係・鬼脇支所

●必要な持ち物：本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

※顔写真は申請受付の際に撮影いたしますが、ご自分で写真を持参される場合は下記の規格を満たしたものをお持ちください。

- ・縦 4.5 cm×横 3.5 cmのサイズ
- ・最近 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、無背景のもの

●国民健康保険証被保険者証更新との同時実施について

7月12日（月）～7月14日（水）に実施する国民健康保険被保険者証更新の際に各実施会場にて国保にご加入中の方を対象に交付申請を受付いたしますので、マイナンバーカードをお持ちでない方はぜひ保険証の更新と一緒に交付申請をお願いいたします！

国民健康保険被保険者証の更新スケジュール及び実施会場についてはこのお知らせの前のページに掲載されておりますので、そちらをご覧ください。

●交付申請後のマイナンバーカードの受取について

交付申請後、マイナンバーカードが出来あがるまで1ヵ月程度の時間がかかります。交付準備が出来ましたらはがきにてお知らせいたしますので、福祉課または鬼脇支所での受取りとなります。

●マイナンバーカードのご利用について

健康保険証の利用申込み手続きやマイナポータルのご利用は、対応したスマートフォンや福祉課及び鬼脇支所の窓口でも行うことができます。ご利用の際はマイナンバーカードをお持ちのうえ、職員までお声かけください！

・マイナンバーカードが健康保険証としても順次利用できるようになる予定です。

※事前に利用申込み手続きが必要となります。

⚠️ マイナンバーカードの利用法のひとつとして追加されるもので、これまでの保険証が使いなくなるわけではありません。

マイナンバーカードの提示により、確実な本人確認を可能とするものです。

⚠️ 病院や診療所、薬局などの医療機関により利用開始時期が異なるため、医療機関のシステムが健康保険証利用に対応していなければ従来の保険証が必要となります。

・マイナンバーカードを作成したら、ぜひマイナポータルをご利用ください！

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索や、行政機関の保有する年金や税などの自分の情報を確認することができるサービスです。

ICカードリーダーライタを接続したパソコン、またはマイナンバーカードの読取に対応したスマートフォンからご利用いただけます。

令和3年度分の国民健康保険税率につきましては、国保会計の健全な運営を考慮し、下記のとおり医療給付費分の所得割の増額改正及び軽減対象となる所得基準額の引き上げ改正となっておりますので、国保加入者の皆様にはご負担をおかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、国民健康保険税納付書につきましては、7月上旬に送付予定となっておりますが、納期限内に納付下さいますよう、あわせてお願い申し上げます。

1. 国保税（医療給付費分）の税率改正

| 項目 | 改正前（令和2年度） | | 改正後（令和3年度） |
|------------------|------------|---|------------|
| 所得割（世帯の所得に・・・） | 6.70% | ⇒ | 7.00% |
| 均等割（世帯員一人につき） | 27,000円 | ⇒ | 27,000円 |
| 平等割（一世帯につき） | | | |
| ※ 特定世帯は2分の1減額。 | 26,000円 | ⇒ | 26,000円 |
| ※ 特定継続世帯は4分の1減額。 | | | |

2. 国保税（後期高齢者支援金分）の税率改正

| 項目 | 改正前（令和2年度） | | 改正後（令和3年度） |
|------------------|------------|---|------------|
| 所得割（世帯の所得に・・・） | 2.50% | ⇒ | 2.50% |
| 均等割（世帯員一人につき） | 9,000円 | ⇒ | 9,000円 |
| 平等割（一世帯につき） | | | |
| ※ 特定世帯は2分の1減額。 | 8,500円 | ⇒ | 8,500円 |
| ※ 特定継続世帯は4分の1減額。 | | | |

3. 国保税（介護納付金分）の税率改正

| 項目 | 改正前（令和2年度） | | 改正後（令和3年度） |
|--------------------|------------|---|------------|
| 所得割（2号被保険者の所得に・・・） | 2.00% | ⇒ | 2.00% |
| 均等割（世帯員一人につき） | 15,000円 | ⇒ | 15,000円 |

4. 国保税の課税限度額の改正

| 項目 | 改正前（令和2年度） | | 改正後（令和3年度） |
|-----------|------------|---|------------|
| 医療給付費分 | 630,000円 | ⇒ | 630,000円 |
| 介護納付金分 | 170,000円 | ⇒ | 170,000円 |
| 後期高齢者支援金分 | 190,000円 | ⇒ | 190,000円 |

5. 国保税の軽減対象となる所得基準額の改正

| 項目 | 改正前（令和2年度） | | 改正後（令和3年度） |
|------|-----------------------|---|---|
| 7割軽減 | 33万円以下 | ⇒ | 43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円以下 |
| 5割軽減 | 33万円+28.5万円 ×被保険者数 | ⇒ | 43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+（28.5万円×被保険者）以下 |
| 2割軽減 | 33万円+52万円 ×被保険者数 | ⇒ | 43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+（52万円×被保険者）以下 |

※特定世帯とは・・・国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国保に残る加入者が1人となってから、5年間が経過するまでの世帯です。

※特定継続世帯とは・・・特定世帯がさらに3年間延長されます。この3年間の世帯を「特定継続世帯」といいます。

後期高齢者医療被保険者証の更新について

会計課税務こくほ係

現在ご使用中の保険証は有効期限が令和3年7月31日となっております。8月以降は使用できなくなります。

令和3年度の**黄緑色の新しい保険証**を順次発送しますので、到着後は新しい保険証（有効期限が令和4年7月31日）をご使用下さい。

なお、今お持ちの水色の保険証は、お手数ですが破棄するか、役場または鬼脇支所へ返証願います。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証につきましては、対象となる方に同封していますので、8月以降は新しい証（**橙色**）をお使い下さい。

※限度額適用・標準負担額減額認定証は非課税世帯の方、限度額適用認定証は現役並み所得世帯の方が対象となります。

| 後期高齢者医療被保険者証 | |
|-------------------|---|
| 有効期限 | 令和 4年 7月31日 |
| 交付年月日 | 令和 3年 7月 1日 |
| 被保険者番号 | 0 1 2 3 4 5 6 7 |
| 被 住 所 | 広域市連合町1丁目 |
| 保 氏 名 | 広域 太郎 男 |
| 者 生 年 月 日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 資格取得年月日 | 平成20年 4月 1日 |
| 発 効 期 日 | 平成20年 4月 1日 |
| 一部負担金の割合 | 1割 |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 3 9 0 1 1 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱) |

【お問い合わせ】 会計課税務こくほ係 電話：0163-82-2123

福祉用具の展示について

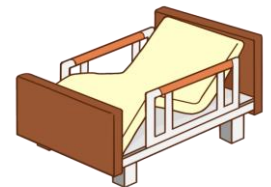
総合保健福祉センター

障害のある方や高齢の方が日常生活で利用できる福祉用具を下記のとおり展示しています。実際に手にとって試すことができますので、お気軽にお立ち寄りください。なお、相談を希望する方は事前にお問い合わせの上、お越しください。

日時：7月1日（木）から7月30日（金） 9時から17時まで
場所：保健センター

◎主な展示品

在宅用介護ベッド、床ずれ防止用マットレス、歩行器、手すり、ポータブルトイレ、入浴用具等



詳しくは保健センター（電話82-2320）までお問い合わせください。

「外来種防除会」の開催について

利尻富士町教育委員会・利尻町立博物館・利尻島自然情報センター

利尻山への外来種侵入を防ぐため、外来種「コバノハイキンポウゲ」の防除作業を行います。本種は、登山靴に付着した種子を洗う場所よりも上部に生えているため、登山道へも拡大していく可能性があります。

この機会にぜひ、興味のある方のご参加をお待ちしています。

日 程 7月22日（木）午後1時30分～3時00分 *雨天・悪天時は中止

場 所 甘露泉水～北麓野営場の歩道脇（集合は、午後1時30分に管理棟前）

申 込 先着20名前後（×切は7月20日まで）。

持ち物 マスク等の感染症対策品、作業用軍手かゴム手袋、気象条件に合わせた服装、タオル、飲み物、虫よけなど。 ※作業用の器具やゴミ袋は不要です。

【お問い合わせ】 教育委員会（82-1370）・博物館（85-1411）

お知らせ『りしり富士』

介護保険料の減免（新型コロナウイルス関連）について

福祉課福祉介護係

新型コロナウイルスの影響による収入の減少等、一定の要件に該当する介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）は、令和3年度分の介護保険料が減免（減額）されます。対象と思われる方は、福祉課福祉介護係（介護保険担当）までご相談ください。

1. 対象となる方

- ・新型コロナウイルス感染症により、属する世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者の方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる第1号被保険者の方

※収入の減少とは…前年の事業収入等と比較し、3割以上の減少であること

2. 対象保険料

令和3年度分の介護保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料又は特別徴収される保険料

3. 減免額の計算方法

【表1】で算出した第1号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額（ $(A \times B / C) \times d$ ）

【減免額の計算式】

$$\begin{array}{l} \text{対象保険料} \times \text{減免又は免除の割合} = \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C) \qquad \qquad \qquad d \end{array}$$

【表1】

| |
|---|
| 対象保険料額 = $A \times B / C$ |
| A：当該第1号被保険者の保険料額 |
| B：当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 |
| C：当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 |

【表2】

| 前年の合計所得金額 | 減免又は免除の割合（d） |
|--------------|--------------|
| 210万円以下であるとき | 全部 |
| 210万円を超えるとき | 10分の8 |

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全額が免除となります。

4. 減免の方法

令和4年2月分の特別徴収（年金天引き）又は普通徴収にて減免（予定）

※合計所得金額などの計算がありますので、お気軽に担当までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から以下のとおり支給いたします。

●支給対象者

- ・以下に記載の「対象児童」を養育し、令和3年度分の住民税が非課税である方
- ・以下に記載の「対象児童」を養育し、令和3年度分の住民税が課税である方のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※令和3年4月より道が主体となって実施している子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を受給した方は、今回給付金の対象となりませんのでご注意ください！

●対象児童

- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

●支給額

- ・対象児童1人につき5万円

●支給に係る申請・請求手続きについて

- ・令和3年4月分の児童手当を町から受給している令和3年度の住民税が非課税の方は申請不要で支給いたします。（対象の方へ支給通知を送付しています。）
- ・令和3年4月分の児童手当を町から受給していない令和3年度の住民税が非課税の方（公務員の方、高校生児童のみを養育している方）は申請が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降に家計が急変した令和3年度の住民税が課税の方は申請が必要です。

※申請様式や必要書類については利尻富士町役場ホームページに掲載しています。ご記入のうえ福祉課窓口または鬼脇支所までご提出ください。

（申請様式は各窓口でも配布しております。）

家計急変による申請の場合、申請・請求者及び配偶者の任意の1カ月の収入額が確認できる書類（帳簿や給与明細書の写し等）をご持参ください。

●支給の方法・支給日

- ・申請を不要とする方は、児童手当受給口座へ令和3年6月30日に給付金をお振込みいたします。
- ・公務員の方、高校生児童のみを養育している方、家計急変者の方は申請を受けてから事務処理を行い、随時申請書に記載された口座へお振込みいたします。（初回振込は令和3年7月30日を予定）

北海道では、前年度11月～3月に影響を受けた事業者に対し「道特別支援金」として、令和3年4月1日から受付を開始し8月31日まで申請を受け付けています。

このたび、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の「月次支援金」の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急対策事業による支援を継続し、この支援金に別区分「道特別支援金B」の一時金を設け給付します。

1. 要件①

(1) 時短対象飲食店等との取引がある事業者

※時短対象飲食店等（2021年4月から7月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象

(2) 外出・往来自粛要請等による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、昼間営業の飲食店など、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象

2. 要件②

2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比で30%～50%未満減少

※売上を前年と比較できない新規開業の方々等への【特別措置】も実施予定

※仮に、まん延防止等重点措置等が延長された場合は、対象月の延長を行う予定

3. 給付額

中小法人等 10万円

個人事業者等 5万円

4. 申請受付期間

(予定) 令和3年 7月 2日(金)～令和3年 9月30日(木)まで

5. その他

・道特別支援金Bは、道特別支援金Aとの併給が可能です。

※【道特別支援金A】の申請受付は8月31日まで

・道特別支援金Bは、国の月次支援金の受給者は申請できません。(重複受給は不可)

※国の【月次支援金】は、4・5月分の受付は6月16日から受付開始

6月分は7月1日から受付開始予定

6. お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間：午前8時45分～午後5時30分（平日のみ）

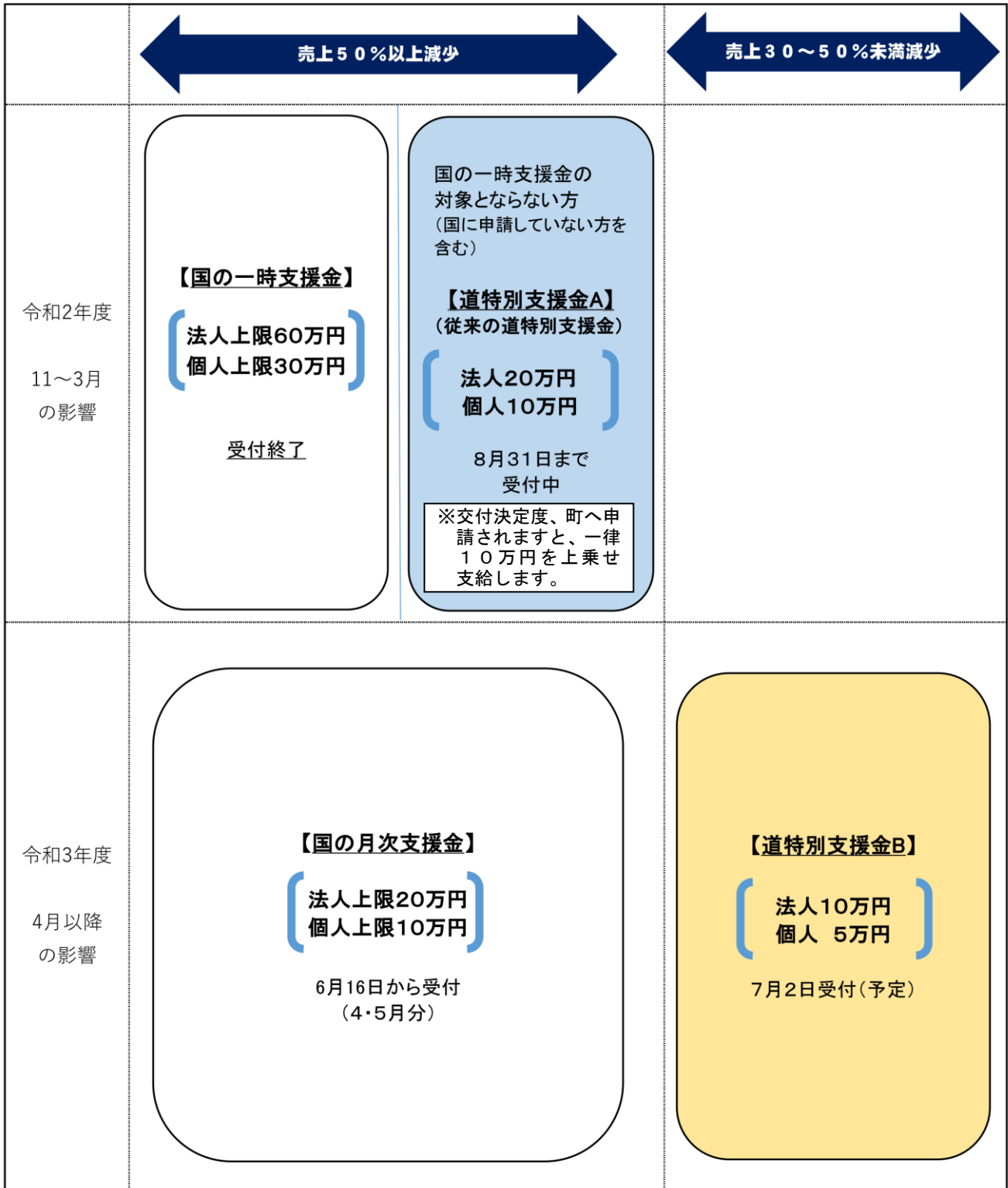
※7月は土日祝日も対応

なお、給付要件等は引き続き検討しており、変更となる可能性があります。

給付の詳細につきましては、順次、道のホームページ上でお知らせします。

(次回7月1日(木) 予定)

道特別支援金の対象イメージについて



※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。
 ※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。
 ※国の月次支援金と道の特別支援金Bは併給できません。

お知らせ『りしり富士』

自衛官採用試験のご案内

自衛隊稚内地域事務所

令和4年3・4月採用の自衛官等の採用試験を行います。

| 種目（受験年齢） | 採用種目の概要 | 試験日 | 受付 |
|--|---|---|----------------|
| 自衛官候補生 【男子・女子】 (18才～33才未満) | 陸は2年、海・空は3年（自衛隊候補生の3か月間含む）の任期制隊員コース。入隊して3か月間は自衛官候補生として経験を積み、その後2等陸・海・空士に任命されます。任期終了後は民間企業への就職か、継続任用が選択できます。選抜試験に合格すれば曹への昇任も可能です。 | 受付時にお知らせします。 | 年間を通じて行っております。 |
| 一般曹候補生 【男子・女子】 (18才～33才未満) | 部隊の中核である曹を養成するコース。陸・海・空の各部隊で経験を積み、入隊後、2年9か月以降、選考により曹へと昇任します。 月額：179,200円 賞与：年2回(6月、12月) | 1次試験 9/16 (試験会場：稚内) ※9/17・18・19に旭川でも行われます。 | 7/1～9/6 |
| 航空学生 【男子・女子】 海(18才～23才未満) 空(18才～21才未満) | 航空自衛隊のパイロット・海上自衛隊のパイロット及び戦術航空士を目指す幹部自衛官養成コース。高校卒業後、最も早く機長として活躍できます。 月額：179,200円 賞与：年2回(6月、12月) | 1次試験 9/20 (試験会場：旭川) | 7/1～9/9 |
| その他採用試験科目 | 防衛大学校学生（推薦、総合選抜、一般） 防衛医科大学校学生 防衛医科大学校看護学科学生（自衛官候補看護学生） 陸上自衛隊高等工科学校生徒（推薦、一般） 予備自衛官補（一般、技能） ※予備自衛官補は、一般の社会人や学生といった自衛官未経験者を「予備自衛官補」として公募、採用し教育訓練終了後、「予備自衛官」として任用する制度です。 | | |

■問い合わせ先

自衛隊稚内地域事務所 電話 0162-23-2721 (稚内市大黒4丁目6番34号)

新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言の解除に伴い、予定どおり7月5日(月)から夏期ダイヤでの運航に変わりますので、お間違いのないようお願いいたします。

～7月5日(月)から夏期ダイヤでの運航に変わります～

7/5~9/30

| 稚内~利尻島 | | 稚内~礼文島 | | 利尻島~礼文島 | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 稚内 ▶ 鷺泊 | 鷺泊 ▶ 稚内 | 稚内 ▶ 香深 | 香深 ▶ 稚内 | 鷺泊 ▶ 香深 | 香深 ▶ 鷺泊 |
| 07:15-08:55 | 08:30-10:10 | 06:30-08:25 | 08:55-10:50 | 13:15-14:00 | 16:25-17:10 |
| 11:10-12:50 | 12:05-13:45 | 10:35-12:30 | 14:20-16:15 | 沓形 ▶ 香深 | 香深 ▶ 沓形 |
| 16:40-18:20 | 17:35-19:15 | 14:10-16:05 | 17:05-19:00 | 16:00-16:40 | 12:55-13:35 |

★☆☆

大阪・滋賀・兵庫の弁護士らによる

無料法律相談会・講演会のお知らせ

【開催日】 令和3年7月10日(土曜日)

【会場】 総合交流促進施設りぷら
(利尻郡利尻富士町鷺泊字栄町119-1)

【講演会】 午後3時00分～午後4時00分

「コロナ禍における法律問題について」講師：平山浩一郎弁護士(大阪弁護士会)

「集団詐欺の被害にあわないために」講師：藪下貴幸(滋賀弁護士会)

【法律相談会】 午後4時20分～午後6時00分

悩みを抱えずに、なんでも
お気軽にご相談ください!!

相談会では、皆様のお悩みや質問に、二人一組で8人の**弁護士**がお答えします。相談を受けた際の秘密は守ります。相続関係・夫婦問題・親子問題・土地問題・労働問題・債務問題等、気になっているどんな事でもお気軽にご相談下さい。法律相談料・講演会参加費は無料です。

参加弁護士は、東北被災地のボランティア法律相談8回、離島ボランティア法律相談20回開催している弁護士グループです。

お問合せ：よつば法律事務所 弁護士大川哲次 (TEL06-6365-8136) まで